

食品安全委員会（第1024回会合）議事概要

日 時:令和8年5月12日(火) 14:00~15:15

場 所:食品安全委員会第一会議室

出席者:祖父江委員長ほか6名出席

傍聴者:一般65名

(1) 器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質に関する食品健康影響評価依頼計画について

→消費者庁から説明。

本件については、消費者庁に対し、本日説明のあった評価依頼計画に基づき、今後、年度ごとに評価依頼計画を当委員会に報告するとともに、計画どおり評価依頼を行うよう要請した。

(2) 令和8年度食品健康影響評価依頼予定物質（食品中の暫定基準を設定した農薬等）等について

→消費者庁から説明。

本件については、消費者庁に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請した。

(3) 令和8年度食品健康影響評価依頼予定物質（飼料中の暫定基準を設定した農薬）について

→農林水産省から説明。

本件については、農林水産省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請した。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 6品目
 - カスガマイシン
 - テトラニリプロール
 - トリホリン
 - ピメトロジン
 - プロスルホカルブ
 - プロパモカルブ

- ・農薬及び動物用医薬品 1品目

カルバリル

→消費者庁及び担当の浅野委員から説明。

農薬「プロスルホカルブ」及び「プロパモカルブ」については、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものと認められる旨をリスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

農薬「ピメトロジン」については、現時点で既存評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬第五専門調査会において審議することとなった。

農薬「カスガマイシン」、「テトラニリプロール」及び「トリホリン」、農薬及び動物用医薬品「カルバリル」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の当委員会決定した評価結果と同じ結論、

「カスガマイシンのADIを0.094 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

「テトラニリプロールのADIを0.88 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

「トリホリンのADIを0.023 mg/kg 体重/日、ARfDを1.5 mg/kg 体重と設定する。」

「カルバリルのADIを0.0073 mg/kg 体重/日、ARfDを0.01 mg/kg 体重と設定する。」

という内容をリスク管理機関（消費者庁）へ通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目
KN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチド

→消費者庁から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

- (5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 農薬「アラクロール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、
「アラクロールのADIを0.01 mg/kg 体重/日、ARfDを1.5 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(6) その他

- ・ 農薬 2 品目「ブロマシル」及び「トルクロホスメチル」を調査審議する専門調査会の指定について

→ 祖父江委員長から報告。

農薬「ブロマシル」については、農薬第三専門調査会において、農薬「トルクロホスメチル」については、農薬第二専門調査会において、それぞれ調査審議するよう指定したことが報告された。